

事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 3 0 日

西宮市内指定障害児通所支援事業者 様

西宮市法人指導課長
西宮市生活支援課長
西宮市障害福祉課長

「緊急事態宣言」発令に係る西宮市内指定障害児通所支援事業所の対応について」の期間延長について(通知)

平素は、本市の障害福祉運営にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「緊急事態宣言」発令を受けての本市の指定障害児通所支援事業所の対応については、「緊急事態宣言」発令に係る西宮市内指定障害児通所支援事業所の対応について(通知)」(令和2年4月10日西宮市法人指導課長他連名事務連絡)にてお示ししているところです。

しかしながら、新型コロナウイルス感染拡大防止の措置が引き続き必要なことから、同事務連絡の取り扱いに係る期間を延長し、下記の通りとします。

記

1. 適用期間

本取り扱いに係る適用の終了は別途通知するものとします。

以 上

問い合わせ先

西宮市法人指導課 電話：0798-35-3423

生活支援課 電話：0798-35-3923

障害福祉課 電話：0798-35-3767